

## 請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果
総務教育	厚木基地内ゴルフ場を綾瀬市民に開放することを求める陳情	29. 3. 6 趣旨了承
	平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の個人番号を記載する件に関する陳情	29. 3. 6 趣旨了承
市民福祉	消防本部・消防署新庁舎建設計画見直しに関する請願	29. 3. 2 不採択とすべきもの

## 市議会への請願や陳情

### ◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

### ◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願（陳情）者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願（陳情）は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日（土・日曜日、休日を除く）までに提出してください。郵送の場合は、請願（陳情）として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。
- ・請願（陳情）者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願（陳情）者が数人連署する場合は全員の氏名、住所、押印をお願いいたします。

### 《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)  
平成 年 月 日  
綾瀬市議会議長  
〇〇〇〇 殿  
紹介議員  
(署名または記名押印)  
請願(陳情)者  
住所  
氏名 〇〇〇〇 印  
趣旨  
理由

## 3月定例会で可決された意見書

### 空母艦載機の移駐を確実に実施することを求める意見書

厚木基地の存在は、綾瀬市のまちづくりの阻害要因となっているばかりでなく、航空機騒音や墜落の不安など、市民生活に大きな影響を与えている。

航空機騒音については、厚木基地を離着陸する航空機、特に空母入港期間中は、空母艦載機による離着陸が頻繁に繰り返され、綾瀬市民の生活環境に重大な影響を及ぼしている。

こうした中、平成18年の日米安全保障協議委員会において、厚木基地の空母艦載機は、平成26年までに移駐することが合意され、市民は、航空機騒音が解消されると大いに期待していた。

しかし、平成25年、国から、日米間で施設整備の全体工程を見直した結果、移駐時期は平成29年ごろに延期することが明らかにされ、長年、爆音被害や墜落の不安に悩まされ続けてきた市民の切なる願いが踏みにじられる結果となった。

本年1月、国から移駐について、本年11月ごろから翌年5月ごろにかけて実施される計画であることが公表され、市民は、航空機騒音被害がいよいよ解消されると期待している。

よって、国においては、騒音被害に長年苦しめられてきた市民は、空母艦載機の移駐を悲願としていること、今回の移駐が計画どおり完了するか注視していることを深く受けとめ、再度延伸されることのないよう確実に実施するとともに、移駐に関する情報提供を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 あて

### 指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準をもって運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3,000者、違反行為件数は年1,740件、苦情件数は年4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、新規の指定のみが規定されるため廃止、休止などの状況が把握されないことや、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には水道事業者による講習会の実施や指導・監督などが困難になっていることが指摘されている。

水道利用者の安心・安全のためには、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンスを確保する必要がある。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 指定給水装置工事事業者制度を更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、地域活性化に資するため、配管技能者の適正配置の確認、管路の更新・耐震化などを通じて安全な水の供給を将来にわたって確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月23日

綾瀬市議会議長 青柳 慎

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 あて

## 会派構成一覽

◎代表者（平成29年4月1日現在）

会派名	人数	氏名
志政あやせ	6	◎武藤 俊宏 橋川 佳彦 笠間 昇 古市 正 齊藤 慶吾 金江 大志
公明党	4	◎松澤 堅二 井上 賢二 内山 恵子 三谷 小鶴
あやせ未来会議	3	◎増田 淳一郎 安藤多恵子 佐竹 百里
日本共産党綾瀬市議団	2	◎松本 春男 上田 博之
新政会	2	◎比留川政彦 青柳 慎
無党派	3	二見 昇 越川 好昭 畑井 陽子

※比留川政彦議員と青柳慎議員は、平成29年3月31日まであやせ未来会議に在籍していました。

## 『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。